

新潟市市民活動支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

新潟市長

中原 八一

新潟市条例第 14 号

新潟市市民活動支援センター条例の一部を改正する条例

新潟市市民活動支援センター条例（平成 16 年新潟市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「新潟市中央区西堀前通 6 番町 894 番地 1」を「新潟市中央区西堀前通 6 番町 905 番地」に改める。

第 3 条を次のように改める。

（利用者の範囲）

第 3 条 センターを利用することができるものは、市民公益活動を行い、又は行おうとするものとする。ただし、市長がセンターを利用することが適当でないと認める場合は、利用させないことができる。

第 4 条から第 9 条までを削る。

第 10 条中「有料施設利用者及びセンター入館者（以下「利用者等」という。）」を「センターの入館者」に改め、同条第 1 号中「持ち込むこと。」を「持ち込む行為」に改め、同条第 2 号中「をすること。」を削り、同条第 3 号を次のように改める。

（3） 火気の使用

第 10 条第 4 号中「損傷すること。」を「損傷する行為」に改め、同条第 6 号中「金品の寄付募集をすること。」を「金品の寄付募集その他これらに類する行為」に改め、同条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

（7） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する行為

第 10 条に次の 1 項を加える。

2 市長は、センターに入館しようとするものが前項各号に掲げる行為をするおそれがある

ると認められる場合、入館を禁じることができる。

第10条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(許可の条件)

第5条 市長は、前条第1項ただし書の規定による許可（以下「許可」という。）に、センターの管理のため必要な範囲において条件を付けることができる。

第11条第1項中「利用の許可」を「許可」に改め、同項第1号中「又はこの条例に基づく規則」を削り、同項第2号中「この条例の規定による」を削り、同条第2項中「利用者等」を「センターの入館者」に改め、同条を第6条とする。

第12条中「利用者等」を「センターの入館者」に改め、同条を第7条とし、第13条を第8条とし、第14条を第9条とする。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。